

中分類 36 — 電氣機械器具製造業

總 説

この中分類は、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、變壓及び利用を行う機械器具の製造に從事する事業所をいう。

家庭用電氣器具の製造に從事するものは、この分類に入るが、モーター直結、又は取付式モーター附機械を製造する事業所は中分類35に分類される。

小分類番號	細分類番號	説
361		發電、送電、配電及び産業用電氣機械器具製造業
3611		配線器具及び配線附屬品製造業 主として配線器具（プラグ、キャップ附屬品、差込口、ランプソケット、電線受口、スイッチ）及び配線附屬品（電柱用金物、導線連結、高架ツロリー線材料、信号用、鐵道用配線器具）等の製造に從事する事業所をいう。 陶磁器製絶縁材料は細分類3244—電氣用陶磁器製造業に、ガラス絶縁材料は細分類3213に分類されるが、導管及び附屬品、避雷器はこゝに入る。主として照明器具の製造を行うものは細分類3461に分類される。 ○パネル盤製造業；プラック製造業；ソケット製造業；スイッチ製造業（動力、發電用以外のもの）；電柱用金物製造業；導線連結器製造業；鐵道用配線器具製造業；配線附屬品製造業；避雷器製造業；ケーブルヘッド製造業 ×絶縁材料製造業（陶磁器製、ガラス製のもの）；照明器具製造業
3612		電氣産業用炭素及び黒鉛製品製造業 主として燈火用カーボン、カーボン、黒鉛及び金屬黒鉛プラッシュ、プラッシュ資材、炭素、又は黒鉛電極及びその他黒鉛製品の製造に從事する事業所をいう。 人造黒鉛から黒鉛製品を作らないで、人造黒鉛そのものを製造する事業所は細分類2814—電熱工業に分類される。 ○黒鉛電極製造業；黒鉛プラッシュ製造業；電極製造業（カーボン、黒鉛）；カーボンプラッシュ資材（炭素棒、炭素板）製造業 ×黒鉛製造業（黒鉛製品を製造しないもの）
3613		電氣計測機、及び記録器製造業 主としてポケット型、携帶型、又は記録式の電氣計量指示機械器具の製造に從事する事業所をいう。

中分類36—電氣機械器具製造業

主な製品はボルトメーカー、アンメーカー、ワットメーター、ワットアワーメーター、需要メーカー及びその他の計器、並びに指示計器類である。

メーター用變壓器、及び内燃機關、ラジオ等の性能検査に使用する電氣試験機を製造する事業所もここに含まれる。

○電壓計製造業；電流計製造業；電力計製造業；積算電力計製造業；電波計製造業；電氣測定器製造業；テスター製造業；メガー製造業；メーター用變壓器製造業。

3614 電動機、發電機及び電動發電機製造業

主として一般産業用の電動機、發電機及び電動機、内燃機關、蒸氣機關、蒸氣タービン等により驅動される發電機装置の製造に從事する事業所をいう。

但し、自動車に取り付ける電動機、發電機を製造するものは細分類3641—自動車及び鐵道車輛用電氣裝置製造業に分類される。

○發電機製造業；電動發電機製造業

×電動機、發電機製造業（自動車、鐵道車輛用のもの）

3615 變壓器製造業

主として動力用及び配電用の變壓器の製造に從事する事業所をいう。

無線周波及び低周波變壓器、コイル、チョーク等は細分類3661に分類される。

○變壓器製造業（動力用、配電用、シグナル用、呼鈴用、玩具用）

×變壓器製造業（高周波及び低周波用）

3616 開閉裝置、配電盤及び電力制御裝置製造業

主としてスイッチギヤー、スイッチボード及び一般産業用の電氣制御裝置の製造に從事する事業所をいう。

主な製品は動力用スイッチ、回路遮斷器、コンタクター及び類似の一般工業用スイッチボード、スイッチボード及び配電盤、制御用及び計器用板、動力用フューズ裝置及び類似スイッチ板裝置及び補充品、電動機用始動機及び制御器、電磁ブレーキ、電子検定指示裝置及び位置調整裝置等の工業用制御裝置等である。

○スイッチ製造業（動力用のもの）；配電盤製造業；抵抗器製造業（動力用、配電用）；フューズ裝置及び補充品製造業（動力用、配電用）；コントローラー製造業（車輛用を除く）；電磁ブレーキ製造業；配電盤、開閉裝置、制御裝置補充品製造業。

3617 電氣熔接機製造業

主として電氣熔接裝置、電極保持具及び他の熔接裝置の製造に從事する事業所をいう。主としてガス熔接裝置の製造を行う事業所は細分類3542に分類さ

中分類36—電氣機械器具製造業

れる。

○電氣熔接裝置製造業；電極保持具製造業（熔接用）

×ガス熔接裝置製造業

3619 他に分類されない産業用電氣裝置機械器具製造業

主として窯炉類，熱裝置を含む他に分類されない工業用及び商業用電氣裝置，及び器具の製造に從事する事業所をいう。

○電熱裝置製造業（窯炉用）；整流器製造業（産業用）；高周波熱裝置製造業；變流機製造業；蓄電器製造業（無線用を除く）；半田コテ製造業（電氣式）

362 電氣器具製造業

3621 電氣器具製造業

主として加熱用，調理用及びその他の目的に用いられる家庭用及び商業用電氣器具の製造に從事する事業所をいう。

主な製品は家庭用電熱器，アイロン，湯沸器，焙燒器，パン焼器及び扇風機等である。主として家庭用洗濯器，商業用洗濯器，ドライクリーニング機及びプレス機の製造に從事する事業所は細分類3589に，ミシンは細分類3581に，主として機械的及び吸收冷凍機の製造を行うものは細分類3582に分類される。

○電熱器製造業（家庭用，商業用）；電氣アイロン製造業；調理器製造業（電氣式のもの）；扇風機製造業（産業用を除く）；湯沸器（電熱式）

×洗濯機製造業；冷藏庫製造業；冷凍機製造業

363 絶縁電線及び電纜製造業

3631 絶縁電線及び電纜製造業

購入した針金から絶縁あるいは錫装電線及び電纜の製造を行う事業所をいう。

購入した棒材から電線の引抜きを行うとともに，絶縁電線の製造を行う事業所は中分類33—第一次金属製造業に分類される。

○被覆電線製造業（購入した電線によるもの）；エナメル線製造業（購入した電線によるもの）；ケーブル線製造業（購入した電線によるもの）；コード製造業（購入した電線によるもの）；電線製造業（購入した電線より絶縁線を製造するもの）

×裸電線製造業；電線製造業（絶縁電線を製造しないもの）

364 自動車及び鐵道車輛用電氣裝置製造業

3641 自動車及び鐵道車輛用電氣裝置製造業

主として自動車用，及び鐵道車輛用電氣裝置の製造に從事する事業所をいう。

主な製品は自動車用始動モーター及び發電機，鐵道車輛モーター，蓄電池式自動車及びガソリン及びディゼル乗合自動車，貨物自動車の電氣式制御裝置及び點火栓，マグネット，コイル及びデストリビューターを含む内燃機調用點火裝置等

中分類36—電氣機械器具製造業

である。

○電動機製造業（自動車及び鐵道車輛用）；電氣制御裝置製造業（自動車及び鐵道車輛用）；點火栓、點火裝置製造業（自動車及び鐵道車輛用内燃機器のもの）

365 電球製造業

3651 電球製造業

主として電球及び類似の光源の製造に從事する事業所をいう。

主な製品は白熱電球、蒸氣及び螢光電球、寫眞フラッシュ用電球及びその他の電氣的光源等である。紫外線及び赤外線用電氣治療ランプの製造を行うものは細分類3693に、電氣照明器具の製造を行うものは細分類3461に、電球用ガラス器の製造を行うものは中分類32—ガラス及び土石製品製造業に分類される。

○映寫機用ランプ製造業；ネオンランプ製造業；螢光燈製造業；白熱電球製造業；フラッシュランプ製造業。

×紫外線ランプ製造業；赤外線ランプ製造業；電氣照明器具製造業；電球バルブ製造業

366 通信機械器具及び關連機械器具製造業

3661 ラジオ及びラジオ應用裝置、電波探知裝置及び蓄音機製造業（ラジオ真空管を除く）

主としてラジオ、テレビジョン用受信及び發信裝置、電場及び磁場探知機、光線、及び熱線探知機、電波探知機及び種々のラジオ部品を含むラジオ應用機械器具、蓄音機及びその附屬品（レコード盤「3663」を除く）擴聲機等の製造に從事する事業所をいう。

主としてラジオ受信、發信用真空管の製造を行う事業所は細分類3662に分類される。

○電氣蓄音機製造業；蓄音機製造業；ラジオ受信機製造業（真空管を除く）；ラジオ送信機製造業（真空管を除く）；擴聲裝置製造業；レーダー製造業；ラジオ受信機部分品（真空管を除く）製造業；ラジオ送信機部分品製造業（真空管を除く）；スピーカー製造業（ラジオ用）；マイクロフォン（ラジオ用）製造業

×ラジオ真空管製造業；レコード製造業（蓄音機用）

3662 ラジオ真空管製造業

主としてラジオ受信、發信用真空管を製造する事業所をいう。

主としてラジオ用以外の電子管を製造する事業所は細分類3693に分類される。

○真空管製造業（ラジオ送受信用）

×真空管製造業（ラジオ用以外のもの）

3663 蓄音機 レコード製造業

中分類36—電氣機械器具製造業

主として蓄音機のレコード及びレコード原盤を製造する事業所をいう。

3664 電信、及び電話機械器具製造業

主として電信、電話機械器具及び電信、電話回路用に特別に設計された部分品の製造に從事する事業所をいう。

主として無線電信及び電話の機械器具の製造に從事する事業所は細分類 3661 に、ラジオ真空管を製造するものは細分類3662に分類される。

○電信機製造業（有線のもの）；電話機製造業（有線のもの）；交換機製造業

3669 他に分類されない通信装置製造業

主として電氣信号装置、音響信号装置、盜難警報機、交通信号機、鐵道信号装置等のような他に分類されない電氣通信装置の製造に從事する事業所をいう。

○電鈴製造業；電氣信号機製造業；警報機製造業；鐵道信号機製造業（電氣式のもの）

6
399 その他の電氣機械器具製造業

3691 留電池製造業

3692 一次電池（乾電池、濕電池）製造業

3693 レントゲン及び治療器具並びにラジオ真空管以外の電子管製造業

主として電氣治療及び醫療用電氣機械器具、レントゲン線装置及びラジオ用以外の電子管の製造に從事する事業所をいう。

○電氣治療機械器具製造業；レントゲン装置及び器具製造業；レントゲン管製造業；真空管製造業（ラジオ用以外のもの）；ブラウン管製造業

3699 他に分類されない電氣機械器具製造業

主として電球用線條支柱及び封入線、聽音機、クリスマスツリー照明装置のような他に分類されない電氣機械器具の製造に從事する事業所をいう。

○電球用線條支柱製造業；電球口金製造業；電球フィラメント製造業；聽音機製造業（電氣式）